

令和3年度 鎌倉市 商工業元気アップ事業 応募要項

(創業部門・ステップアップ部門)



鎌倉市 市民防災部 商工課

鎌倉市商工業元気アップ事業 応募要領

1 制度の目的及び概要

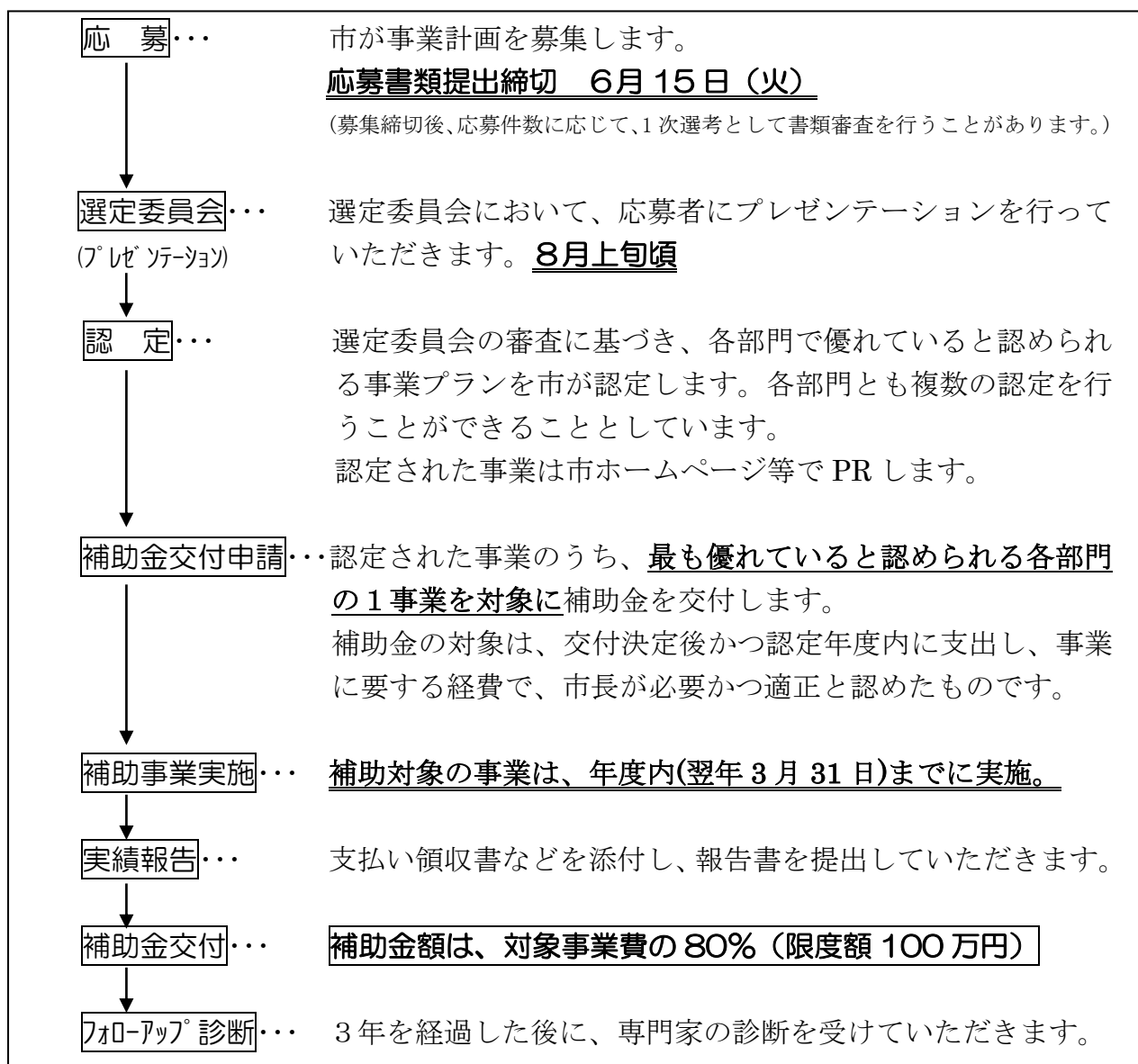
商工業元気アップ事業（創業部門・ステップアップ部門）は、創業を予定している人や中小企業者による新事業への挑戦を支援する制度です。

鎌倉の地域資源、地域特性を生かした新商品や新サービス、特殊な技術を生かした新製品、斬新な発想のビジネスモデルなど、独創的な事業プランを募集します。

制度の流れ

応募書類のうち、事業計画書の内容については、4ページに記載の機関に事前にご相談のうえ、作成していただきますよう、お願いいたします。

応募をご検討されている場合は、提出締切に間に合うよう、お早めにご相談ください。



2 募集部門及び対象者

次の2部門について、認定を行います。

部門	対象事業	対象者 (実施する事業者)	要件
創業部門	新たに始める事業	<u>事業を営んでいない個人</u> で、これから創業しようとする者(※1)	(1) 事業者が市内に主たる事業所を有すること又は有することとなることが確実であり、当該事業所で実施される事業であること。
ステップアップ部門	(1) 新製品、新技術若しくは新サービスの開発、既存製品等の高級化等現在営んでいる事業を更に発展させるための事業 (2) 異分野又は異業種への進出事業	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(※2)	(2) 神奈川県信用保証協会の信用保証の対象業種(※3)であること。 (3) 明確な経営理念の下、事業者の情熱をもって実施される事業であること。 (4) 市場において事業として成立する見込みがある事業であること。 (5) 独創性がある事業であること。 (6) 認定日の属する年度内に事業化される事業であること。

①補助金交付の有無に関わらず、既に事業を開始している場合は対象となりません。

②応募時点で事業準備に着手している場合、補助対象経費は、認定期間内に実施される事業に要する経費のうち、補助金申請後交付決定を受けた後に発生するもので、市長が必要かつ適正と認めたものです。

③複数の事業者や大学等との共同事業の場合は、代表する事業者を応募者としてください。

※1 収入の有無に関わらず、事業を営んでいる場合は創業部門の対象となりません。

※2 中小企業者の定義(中小企業基本法第2条第1項)

主たる業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

資本金及び従業員数の両方の定義を満たしていれば「中小企業者」となります。

※3 神奈川県信用保証協会の保証対象業種は、下記以外の業種です。

保証対象とならない業種

金融・保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を除く)、風俗関連営業、集金業、政治・経済・文化団体、宗教団体など

3 応募書類及び応募方法

- (1) 応募書類（応募者が多数の場合、これらの書類を基に書類審査を行います。）
- 1 鎌倉市商工業元気アップ事業応募申込書
 - 2 事業計画書（部門により書式が異なります）
 - 3 資金計画書
 - 4 収支計画書
 - 5 法人については、定款の写し
 - 6 ステップアップ部門については、直近の決算書類（損益計算書、貸借対照表、試算表、確定申告書など）

※提出書類については、不備等のないよう十分留意してください。

ポイント！

事業計画書等は、選定委員会での審査の際や、実際に事業を実施するうえで重要な資料となります。応募書類のうち、事業計画書の内容については、4ページに記載の機関に事前にご相談のうえ、作成していただく必要があります。

応募を検討されている方は、お早めにご相談ください。

- (2) **提出期限 令和3年（2021年）6月15日（火）17時 必着**
※窓口受付時間が変更となりましたのでご注意ください。
- (3) **提出先 鎌倉市 市民防災部 商工課 商工担当**（鎌倉市役所本庁舎1階25番窓口）
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
- (4) 提出方法 持参又は郵送
- ・ 窓口持参の場合には、土日・祝日を除く 8:30～12:00、13:00～17:00にお持ちください。
 - ・ やむをえず郵送で提出される場合は書留を利用し、提出期限までに提出先へ届くようにしてください。
- (5) 提出部数 1部
ただし、白黒コピーではわかりにくい資料（カラー刷りの写真や資料など）がある場合は、その資料を15部提出してください。
- (6) 留意事項
- ・ 応募書類は、原則として返却しません。
 - ・ 応募書類は、本市が受理した段階で「公文書」となるため、情報公開請求の対象となります。情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例に則って公開・非公開の判断をします。

4 事業計画書の作成・ブラッシュアップ支援

鎌倉市商工業元気アップ事業として認定を受けるためには、選定委員会の委員を納得させるような説得力のある事業計画書、資金計画書を作成することが必要です。

事業計画書は、人に見てもらうことで更に磨きがかかります。すばらしいアイデアを事業として成功させるためにも、応募前に専門家のアドバイスを受けていただき、作成をお願いいたします。

次の機関では、事業計画の立て方や、創業・経営全般に関する相談について、専門家による無料アドバイスを行っていますので、是非ご利用ください。

- 鎌倉商工会議所中小企業支援課 電話 0467-23-2563
所在地 鎌倉市御成町17番29号
- 公益財団法人神奈川産業振興センター事業部経営総合相談課
電話 045-633-5200
所在地 横浜市中区尾上町五丁目80番地
- 湘南信用金庫営業統括本部 電話 046-825-1463
所在地 横須賀市大滝町二丁目2番地
- 鎌倉市経営相談（月1回事前予約制） 電話 0467-23-3000（代表）
内線2355
所在地 鎌倉市御成町18番10号
（本庁舎内で実施）

※鎌倉市経営相談は、神奈川県よろず支援拠点の中小企業診断士を招き実施しており、今年度から商工業元気アップ事業にもご協力いただくこととなりました。月1回の相談のほか、随時相談も行っています。予定が合わない場合はご相談ください。

※応募後や認定後、また認定を受けられなかった場合も引き続きご相談いただけますので、ぜひご利用ください。

5 選定委員会

応募者には、選定委員会の開催時に、プレゼンテーションを行っていただきます。

プレゼンテーション日程：令和3年(2021年)8月上旬のうち1日を予定。

選定委員会では、「理念・情熱」、「新規性・独創性」、「将来性」、「実現性」、「社会性」、「プレゼンテーション（営業力）」などの項目について、それぞれ5段階の審査を行います。

なお、応募された事業プランが一定基準に満たない場合は、「該当者なし」となることもあります。

※応募者が多数の場合、1次選考として書類審査を行います。

※プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなします。

6 事業計画の認定

選定委員会の結果を受けて、各部門で優れていると認められる事業計画を「鎌倉市商工業元気アップ事業」として認定します。

各部門とも複数の認定を行うことができることとしており、認定された事業は、

市のホームページ等で紹介するなど、PRをさせていただきます。

認定結果については、応募者に郵送でお知らせいたします。

7 補助金について

補助金交付は創業部門、ステップアップ部門で最も優れていると認められるそれぞれ1事業です。

補助金額の算定式は次のとおりです。

$$\text{補助金額} = \text{補助対象事業費}(\%) \times 80\% (\text{限度額 } 100 \text{ 万円})$$

※補助対象事業費…事業の実施に要した経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費。

※**創業部門**では開業までの経費、**ステップアップ部門**では認定された新事業の開始までの経費のうち、鎌倉市商工業元気アップ事業にのみ使用される経費を対象とします。

※人件費、飲食費、娯楽、接待、不動産の取得、税金等に支出された費用及び公的資金の用途として社会通念上不適切と判断される経費を除きます。

※国・県等他団体の補助金を受ける場合は、それらの補助金額を補助対象経費から除きます。

※「鎌倉市商工業元気アップ事業」としての認定後、市が指定する日までに補助金の交付申請をしていただきます。

※補助金交付の条件として、市税を完納し、かつ必要な申告義務を完了していることが必要です。ただし、市税の完納に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例制度を受けている方は、交付対象となります。

※認定期間内に補助事業が完了しなかった場合は、補助金の交付はできません。なお、既に交付した補助金がある場合には、返還していただきます。

8 フォローアップ診断

補助金の交付を受けた事業者には3年経過した後に、専門家の診断を受けていただきます。

9 市の事業へのご協力

認定された事業者の皆様に対して、市が行う商工業振興事業（姉妹都市物産展への出展等）にご協力をお願いする場合があります。

10 問い合わせ先

鎌倉市 市民防災部 商工課 商工担当

電話 0467-23-3000 内線 2355

FAX 0467-23-7505

メール shoko@city.kamakura.kanagawa.jp